

○経済産業省
環境省 令第二号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）を実施するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年^{経済産業省}環境省^{令第七号}）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「規格八一七」の下に「等」を、「第五十二条」の下に「、第七十二条、第七十五条」を加え、「及び様式第四」を「、様式第四及び様式第八」に改める。

第五十五条第一項第七号及び第七十条第一項第五号中「各号」を「イからへまでに掲げる事項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。